

公益法人の選択肢とその違い

(2) 社団と財団の違い

項目	社 団	財 団
基本的性格	人の集まり	財産の集まり
最高意思決定機関	社員総会	評議員会 (厳密には、最高意思決定機関とはいえないが、理事と理事会を監督・牽制するため、社員総会とほぼ同等の権限が付与されている。)
理事数	1名以上	3名以上
設立時に必要な人数	2名以上(社員)	8名以上(理事3名・評議員3名・監事2名)
理事会	一般法人：任意 公益法人：必置	一般法人：必置 公益法人：必置
監 事	理事会又は会計監査人がある場合：必置	必置
基本財産	原則なし	あり
基 金	あり	なし
純資産額	定めなし	300万円以上 (2期連続で300万円を下回った場合は解散となる。設立時の拠出財産も当然300万円を下回ることはいできない。)

E-mail : y-kaneko@yamadasougou.co.jp

電話 : 03-3694-6091

金子嘉治

お問い合わせは
こちらまで

